

郷土芸能等提供事業

対象事業		提供数等											
大会・学会等事業(大会、会議、学会、セミナー、シンポジウム等)、展示会・見本市事業(展示会・見本市)、スポーツ大会等事業(スポーツ大会、講習会※対象スポーツは別表3のとおり)、企業研修会等事業(企業が行う自社又はその関係会社の社員を対象とする研修会、講習会等)で次に掲げる要件をすべて満たすもの		県外参加者の 1日当たり宿泊 数	提供数										
提供 要件	① 高知県内で開催される中四国大会以上の規模のもの ② 県外参加者のうち、1日当たり宿泊数(*1)が100人以上のもの ③ 興業及び営利を目的としないもの(展示会・見本市事業を除く) ④ 宗教活動又は政治活動を目的としないもの ⑤ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないもの ⑥ コンベンション協会が実施するアンケートに協力すること *1. 県外参加者の宿泊数の証明の要件は以下のとおり ① 「宿泊施設による宿泊人数証明書(第3-3号様式)」で証明する場合は、期間中で最も宿泊者数が多い日とします。 ② 「県外参加者名簿(*2)による宿泊人数証明書(第3-4号様式)」で証明する場合は、次の大会期間に応じた係数を県外参加者数に乗じて算出するものとします。	100泊～499泊	提供数 1										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">期間 規模</th> <th style="text-align: center;">1日 (午後のみ)</th> <th style="text-align: center;">1日 (午前中あり)</th> <th style="text-align: center;">1泊2日以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国際・全国</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">0.3</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">0.5</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">0.7</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">西日本</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中四国</td> </tr> </tbody> </table>	期間 規模	1日 (午後のみ)	1日 (午前中あり)	1泊2日以上	国際・全国	0.3	0.5	0.7	西日本	中四国	500泊～999泊	提供数 2
	期間 規模	1日 (午後のみ)	1日 (午前中あり)	1泊2日以上									
	国際・全国	0.3	0.5	0.7									
西日本													
中四国													
※「午後のみ」とは、12時以降に開始するものを指します。 *2. 県外参加者名簿の必須項目は、㊦氏名、㊧所属先、㊨所属先の都道府県とします。なお、所属先にあたるものがない場合は、住所を市町村名まで記載することとします。	1,000泊以上	提供数 3											
(注) コンベンション終了後要件を満たさない場合は、実費をご負担いただきます。(歓迎看板の場合は、道路使用許可申請手数料が別途必要)													
提供内容													
① よさこい鳴子踊り(6名分) ② 土佐の和太鼓 ③ 土佐の地酒 ④ 皿鉢料理又は活け造り(5万円相当分) ⑤ 歓迎看板の設置 ・提供数1の場合は、上記①～⑤の内から1種類選択できます。 ・提供数2以上の場合は、①～⑤を組み合わせることが可能です。また、①、③、④に限っては同種のを組み合わせることが可能です。													

別表 2

- 1 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。)第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- 2 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

対象スポーツ一覧表

球 技	<ul style="list-style-type: none"> ・野球 ・ソフトボール ・卓球 ・バドミントン ・テニス ・ハンドボール ・ゴルフ ・サッカー ・ホッケー ・ドッジボール ・バレーボール ・ビーチバレー ・バスケットボール ・ボウリング ・ソフトテニス ・ラグビーフットボール ・ラクロス
歩・走	<ul style="list-style-type: none"> ・ウォーキング ・ジョギング ・ランニング ・陸上競技 ・マラソン ・トライアスロン
体操・ダンス	<ul style="list-style-type: none"> ・体操 ・ダンス ・舞踊 ・バレエ
武 道	<ul style="list-style-type: none"> ・フェンシング ・気功 ・柔道 ・居合道 ・なぎなた ・空手道 ・剣道 ・銃剣道 ・少林寺拳法 ・相撲 ・弓道 ・レスリング ・テコンドー ・ボクシング ・合気道 ・太極拳
野 外	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイキング ・フィールドアスレチック ・サイクリング ・クライミング ・アーチェリー ・オリエンテーリング ・登山 ・スキー ・スノーボード ・ホステリング ・自転車競技 ・パラグライダー ・ハングライダー ・フィッシング ・トライアスロン ・スケートボード ・ネイチャーゲーム ・キャンプ
ニュースポーツ	<ul style="list-style-type: none"> ・スカッシュバレー ・フットサル ・パドルテニス ・ポッチャー ・ターゲット ・バードゴルフ ・フライングディスク ・綱引き ・ゲートボール ・バウンドテニス ・グラウンドゴルフ ・キンボール ・カローリング ・ソフトバレーボール ・ティーボール ・パークゴルフ ・ペタンク ・ダーツ ・インディアカ ・スナッグ ・スポーツチャンバラ ・スポーツ吹矢
水泳・マリン	<ul style="list-style-type: none"> ・アクアビクス ・セーリング ・水球 ・スキューバダイビング ・シンクロナイズドスイミング ・サーフィン ・水泳 ・カヌー ・ウィンドサーフィン ・ボート
マインド	<ul style="list-style-type: none"> ・囲碁 ・将棋 ・競技かるた
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・アイススケート ・ビリヤード ・ローラースケート ・アイスホッケー ・ライフル射撃 ・ウェイトトレーニング ・馬術 ・ウェイトリフティング ・クレール射撃 ・なわとび ・パワーリフティング

※その他、会長がスポーツと認めるもの